

第6回 七戸町新庁舎建設検討委員会 【会議録】

開催日時	令和6年7月23日（火） 午後1時30分～午後2時05分
開催場所	七戸町役場 本庁舎2階 第1・2会議室
出席者	坪晃副委員長、田中清一委員、岡村茂雄委員、中岫亨委員、 天間優彦委員、田島政義委員、瀨中幾治郎委員、鎌田昭仁委員、 酒井陽子委員、松本洋子委員、天間圭子委員、長山和夫委員、 苫米地 尚委員
欠席者	工藤一正委員、川端義幸委員
町 (事務局等)	附田敬吾財政課長 佐藤源太財政課長補佐 手代森俊彦財政課総括主幹 アール・イー・ビー開発株式会社 2名
次第	1 開会 2 案件 ・委員長の選任 ・基本計画（素案）の説明 3 閉会

会議内容

(事務局)

お疲れさまです。まず配布物を確認します。皆さんのお手元に、本日の次第、委員名簿の両面刷り一枚と、委嘱状、基本計画(素案)質疑書とあるA4横版のペーパーがあると思いますが、不足はございませんでしょうか。

(一同)

ありません。

(事務局)

はい。本日は、先日郵送しました基本計画(素案)の説明をしますが、ご持参いただけましたでしょうか。ない方には予備を準備しています。

(一同)

大丈夫です。

(事務局)

ここで皆様にご報告があります。ご承知の方もいると思いますが、本検討委員会の委員であります米内山正義氏が、5月に七戸商工会会長を退任されました。これにより本検討委員会も同時に退任となります。米内山氏におかれましては委員長を務めていたことから、本日は委員長不在となりますので、設置要綱の第5条第4項により、副委員長の坪晃氏が本日の議長となります。

本日の会議の流れですが、まず委員長の選任を行います。それから事務局より基本計画(素案)について一通りご説明いたします。なお、本日は説明のみとなります。内容の審議については次回以降を予定しています。それでは会議に入ります。坪副委員長、よろしくお願いいたします。

(議長：坪副委員長)

皆さん、こんにちは。本日は委員長が不在ですので、新しく委員長が選任されるまでの間、代理で議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから、第6回七戸町新庁舎建設検討委員会を開催いたします。はじめに本日の出席状況の報告と併せて、委嘱状についての説明を事務局からお願いいたします。

(事務局)

はい。ご説明いたします。まず本日の委員の出席状況ですが、工藤一

正委員、川端義幸委員、松本洋子委員がお見えになっていません。欠席の連絡は頂いていませんので、遅れて出席されるかもしれませんが、今のところ3名が欠席となっています。

委嘱状について、以前開催しました第1回検討委員会において、皆様より任期延長について承諾を頂いていましたので、4月1日から3月31日までの委嘱状を改めて作成しています。なお今回は、一人ずつへの手渡しは省略しますが、委員の皆様には昨年度に引き続きご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。(松本洋子委員出席)

(坪副委員長)

ありがとうございました。本日の案件に入る前に、今回3名の委員が、前任者の異動などにより交代していますので、皆さんから簡単に自己紹介をしていただきます。まず私から始めて、時計回りに進めたいと思います。最後に事務局からもお願いします。

～出席者全員自己紹介～

(坪副委員長)

ありがとうございました。それでは案件に入ります。まずは現在不在となっている委員長の選任です。設置要綱第5条第2項により、委員長は委員の互選によって定めるとありますが、どのように決めますか。

(田島委員)

事務局の案があれば、それを検討してはと思います。

(坪副委員長)

事務局の案を検討するという意見がありました。他にありませんか。

(長山委員)

今までの検討の経緯もあります。米内山委員長はご退任ということですからやむを得ませんが、今までの経緯を存じている方となると、副委員長をおやりになった坪さんが、今までの流れを全て知っておられるので適任だと思います。

(委員一同)

異議なし。

(坪副委員長)

他に立候補や推薦はありませんか。

(委員一同)
ありません。

(坪副委員長)
それではお諮りします。ただいま私、坪晃を委員長にとの推薦がありました。これにご異議はありませんでしょうか。

(一同)
ありません。

(坪副委員長)
異議なしと認めます。従いまして私、坪晃が委員長に選任されました。不慣れではありますが、皆様からの協力を得て進めていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

(坪委員長)
引き続き案件を進めてまいります。新しい委員長が選任されたことにより、副委員長が不在となったため、副委員長の選任が必要となります。設置要綱第5条第2項により、副委員長は委員長が委員の中から指名する、とありますので、田中清一委員を指名いたします。田中委員、よろしくお願いいたします。

(坪委員長)
続きまして、基本計画(素案)の説明に移ります。事務局から説明をお願いします。

(事務局)
財政課の佐藤です。よろしくお願いします。着座にて失礼いたします。

まず初めに2点ほど訂正があります。基本構想および基本計画(素案)の2ページをお開き下さい。第一章、「庁舎の現状と新庁舎の必要性」とあります。その下の表に、七戸庁舎の概要について記載しています。その行政機能、2階の中に、「国民スポーツ大会推進室」という項目を加えています。こちらは今年の4月に新設された課ですので、新たに追加しました。

もう1点は4ページです。2に「現庁舎の課題」とあります。その中の(1)「建物の老朽化と維持管理費の増加」の下から3行目に、「重ねて本庁舎は築55年、七戸庁舎は45年を経過しており」とありますが、以前、皆様にお渡ししていた資料には、「本庁舎が築54年、七戸

庁舎が44年」と誤って記載されておりました。こちらを正しく訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

それでは基本計画の内容についてご説明いたします。資料は29ページからです。序章、「新庁舎建設基本計画について」の1、「基本計画の位置づけについて」です。現在、基本構想および基本計画の策定に向けて、検討委員会において審議をいただいておりますが、今後、次の段階の基本設計へと進むために、第一編の基本構想を踏まえて、具体化を進めた整備方針に加え、建物配置や性能などの施設計画をこの基本計画に示すとしています。

続きまして30ページの第一章、「新庁舎の導入機能」についてです。こちらでは、基本構想で示した4つの基本方針それぞれについて整理しております。内容につきましては、昨年度に役場の中で検討した事項を踏まえて、各項目について記載しております。まず基本方針の1は、「利用しやすい庁舎」です。(1)の「わかりやすく利用しやすい窓口」では、①に「利用者の動線に配慮した利便性の高い窓口」として、来庁者の利用が特に多い窓口を一つのフロアに集約しサービスの向上を図る、スムーズに手続きができるよう分かりやすい案内表示とする、窓口は座りながら手続きや相談ができるローカウンターを基本に計画する、とします。②は「プライバシーへの配慮」として、窓口にパーテーションを設置するなど、個人情報の保護に配慮するとともに、相談室の設置により安心して相談できる環境を整備します。

次は31ページ、(2)の「ユニバーサルデザイン」についてです。段差のないフロア、ゆとりのあるフロアの確保、階段やエレベーター等への手すりの設置など、安心して移動できるよう配慮して整備します。トイレは、高齢者や障がい者、子供連れの方など、様々な方が利用されることを想定して整備します。子育て中の方も安心して来庁できる環境を整備します。案内表示は、来庁者が一目で目的と場所が分かるデザインとするとともに、点字ブロックや矢印による表示など、障がいのある方にもスムーズに案内できるよう整備します。

32ページの(3)は、「休憩スペースの整備」についてです。観光やイベント情報を提供するコーナーや、無料Wi-Fiの整備など、来庁者が気軽に利用できる休憩スペースの設置を検討します。次に(4)、「来庁者にやさしい駐車スペース」として、正面入り口付近に車の乗り降りが困難な方のために、横幅に余裕のある「おもいやり駐車スペース」を整備します。タクシーの乗降場所を正面入り口付近とすることや、キャノピーを設置するなど、来庁者が雨にあたらぬように工夫して整備します。

続いて33ページ、基本方針の2、(1)の「耐震性能の確保」についてです。新庁舎は災害対応の拠点として十分な機能維持が求められ

ます。そこで、国土交通省による基準を参考に、耐震安全性の目標を、構造体を「Ⅰ類」、建築非構造部材を「A類」、建築設備を「甲類」としました。構造体のⅠ類は、通常の1.5倍の強度設計を行うものです。建築非構造部材とは天井や外壁のことですが、大きな地震の時には、災害応急対策活動などを円滑に行えることを目標としています。建築設備とは電機や空調、給排水設備のことですが、大きな補修をすることなく機能を維持継続できることを目標とします。

続いて34ページ、②の「構造形式」についてです。ここでは新庁舎における構造方式として、耐震構造、制震構造、免震構造、それぞれを比較した表を掲載しています。どの構造を採用しても構造体「Ⅰ類」の強度は確保できますが、選定については、地盤の特性や建設費、維持管理費などを総合的に加味して決定します。

続いて35ページ、(2)の「防災拠点としての機能」についてです。一番上の○の2行目に、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」とありますが、これは内閣府で策定しているものです。この手引きでは、72時間は外部からの供給がなくても非常用電源を稼働できることが望ましい、とされています。町においても、これに対応できる電源等の設備を整備します。また、災害発生時に迅速に対応できる機器を整備します。具体的には、災害現場の情報を災害対策本部へ迅速に伝達可能な通信機器、あるいは、災害対策本部において情報を共有するための大型モニターの整備などを検討しています。ただし、個々の機器類については基本設計で検討し決定することとします。非常食や資機材の備蓄についても、基本計画では保管場所および規模などを検討し、基本設計で決定します。

続いて36ページ、基本方針の3、(1)の「防犯設備と情報管理」についてです。庁舎および敷地内に防犯カメラを設置するなど、防犯体制の強化を図ります。個人情報や行政情報の保護など、情報管理を適正に行うため、セキュリティレベルに応じてエリアを区分し、段階に応じたセキュリティ対策をします。特に重要書類を保管するエリアにおいては、入退室管理などのセキュリティ対策をします。(2)は「執務機能」についてです。見通しのよいオープンフロアを基本として、今後の課の統廃合や職員数の変化にも柔軟に対応できる執務空間を計画します。

続いて37ページです。文書の電子化を推進するとともに、会議室にはWEB会議が可能な設備を導入します。

続いて38ページは「議会機能」についてです。39ページに、一般的な議場のレイアウトパターンおよび床の形式の比較表を載せています。どれを採用するかは基本設計で決定します。また、議会の委員会室は、議会が行われていない期間に、庁舎内の会議室としても利用可能なレイアウトを計画します。

続いて40ページ、基本方針の4、(1)の「環境負荷の低減」についてです。「環境への配慮」として、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用などの、環境負荷の低減への取り組みが求められています。設備の導入にあたっては、ランニングコストや費用対効果を比較検討しながら、本町に適した手法を導入します。

続いて41ページ、(2)の「周辺環境及び景観への配慮」についてです。外観は周辺の景観と調和を図るとともに、内装などには木材を活用するなど、あたたかみを感じられる空間を計画します。

42ページからは第二章です。1の「新庁舎の建設場所の選定」については、荒熊内に建設された総合アリーナと公共駐車場の、南側のエリアを建設候補地としています。このエリアを南北に縦断する町道を挟んで、西側をA区画、東側をB区画とし、どちらを建設場所とするかを検討しました。東側のB区画は比較的整形地となっていて、施設配置を検討しやすいという利点がありましたが、来庁者用の駐車場整備、除排雪時の作業性を考慮し、より広い面積が確保できるA区画を建設場所としました。43ページでは建設場所についての要件を整理しています。

続いて44ページ、第三章の「施設計画」についてです。1の「階層計画」では、来庁者用駐車場を、庁舎と同じ敷地に整備することを前提として階層の検討を行いました。その結果、2階建て以上の庁舎であれば、来庁者用駐車場の整備も含めて柔軟なレイアウトが可能ですので、2階建て以上で検討することとします。

続いて46ページ、2の「平面計画」についてです。建築計画における「コア」とは、エレベーターや階段、機械室や配管などの設備スペースなどを集約させた空間を指します。この「コア」を、上下階の同じ位置に配置することで、計画の合理化が図りやすく、その他の空間を比較的自由に計画できます。よって、設計時の平面レイアウト検討においては、それらの特徴を踏まえて配置計画を検討します。

続いて47ページ、3の「構造計画」についてです。こちらの表は、構造の種別をまとめたものです。構造の決定については、建物の耐久性、施工性、経済性などを勘案して基本設計で決定します。

続いて48ページ、第四章の「事業計画」についてです。1の「事業手法」では、主な手法を表にまとめています。これまで町の建設工事では、設計と施工を分離して発注する方式を採用してきました。一般的にはこの他に、設計と施工を一括して発注する方式、完成した後の維持管理まで含めて一括発注するPFI方式やリース方式があります。全国の自治体の事例をみると、それぞれの特徴を踏まえて事業手法を採用しているようです。当町の庁舎建設事業においては、町の意向を反映させやすく、地元企業の受注機会の創出につながるなどから、これまでどおり、設計施工分離発注方式を採用します。

続いて49ページ、2の「設計者選定方式について」です。設計者の選定方式にはこの比較表のとおり、競争入札、コンペ、プロポーザルといった方式があります。これまで町の事業では、入札金額で決定する競争入札方式、または、設計者からの技術提案書を評価して決定するプロポーザル方式の、どちらかを採用してきました。新庁舎の設計においては、設計者の技術力や企画力、ノウハウも含めて活用できること、町の意見が反映しやすいことなどから、プロポーザル方式を採用します。

続いて50ページ、3の「財政運営への影響」についてです。新庁舎建設事業費は総額34億円で、そのうち起債（借金）として総額13億円を見込んでいます。この起債について、建設工事が行われる令和9年度から10年度の二カ年にわたって、総額13億円の借り入れをした場合の、年度末残高および元利償還額についてシミュレーションを行いました。起債残高については、グラフのとおり令和6年度にピークを迎え、その後は減少傾向となる見込みです。令和9年度以降は、新庁舎建設分の残高が増加しますが、その後も減少傾向は続くと見込んでいます。51ページ、(2)は「元利償還額（借金返済額）の推計」についてです。元利償還額は年々増加傾向にあり、令和9年度には約16億円となる見込みです。新庁舎建設事業にかかる借り入れの償還が始まる令和10年度以降も、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

52ページには、建設スケジュールを記載しています。今年度は、基本設計のプロポーザル実施に向けた資料を作成するため、現庁舎の会議テーブルなどの大きさ、数量などを調査する、オフィス環境調査を実施します。令和7年度には、基本設計の他、建設場所の地質調査の実施、窓口カウンターや案内サイン、いす、テーブルなどのレイアウト作成を行う、オフィス環境計画を併せて行う予定です。令和9年度から建設工事に着手し、令和11年度の供用開始を目指します。以上が基本計画（素案）についてです。

53ページ以降には参考資料として、計画策定までの経緯、諮問書、答申書、委員名簿を掲載する予定です。以上です。

（坪委員長）

ありがとうございました。会議の冒頭でも説明がありましたが、本日は素案の説明のみで、内容の審議については次回からとなります。よろしく申し上げます。

（委員一同）

はい。

(坪委員長)

最後に事務局より、連絡事項についてお願いします。

(事務局)

本日、説明した内容について、次回から審議に入っていただきますが、皆さんのお手元に、基本計画(素案)質疑書というA4横版のペーパーをお配りしています。こちらは、事前に質疑のある方、または確認したいことがあった場合に、こちらに記入して、今月中(7月中)に財政課へ提出、もしくは郵送していただければ、次回の会議までに何らかの回答を準備して審議に入ること、スムーズに会議が進行できると考えて用意しました。もちろんこれだけではなく、次回の当日に発言していただいても構いません。あくまで事前に出せる方は出していただければと思います、今回このようなスタイルを取らせていただきました。

次回の日程ですが、8月の8日(木)または9日(金)あたりに開催したいと思っています。お盆前で大変お忙しい時期かとは思いますが、日程が決まり次第ご通知いたしますので、調整の上ご出席いただきたいと思っています。また、このとおり会議室も暑いので、会議場所の変更なども検討したいと思っています。よろしくお願いします。以上です。

(委員)

庁舎にクーラーは付いていないのですか。付いていないのは会議室だけですか。

(事務局)

庁舎には1階と2階の廊下、ロビーに付いています。この会議室には付いていませんが、中央公民館のホール、または保健センター2階の会議室には付いていますので、次回はその辺りを検討して開催したいと思っています。

(委員)

よろしくお願いします。

(坪委員長)

他にありませんか。それでは、これを持ちまして、第6回七戸町新庁舎建設検討委員会を閉会します。お疲れ様でした。

(委員一同)

お疲れ様でした。